

福岡市公報

令和7年6月19日 第7154号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| ○福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第51号） | 2 |
| ○福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第52号） | 5 |
| ○福岡市市税条例の一部改正（第53号） | 7 |
| ○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（第54号） | 10 |
| ○福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正（第55号） | 12 |

条 例

福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第51号

福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年福岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第13条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第13条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第13条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第13条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第13条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第13条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第14条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条 任命権者は、前条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支

援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

別表に備考として次のように加える。

備考 正規の勤務時間とは、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業をいう。)を請求する場合におけるこの条例による改正後の福岡市職員の育児休業等に関する条例第13条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第52号

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示

された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第53号

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第23条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第23条の3第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第23条の4第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第44条の4第3号中「第13項第3号」を「第14項第3号」に改める。

第50条中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適

正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第27条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第17条、第23条第1項ただし書、第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日
（個人の市民税に関する適用区分）
- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第23条の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第23条の3第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の福岡市市税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第23条の3第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例第23条の4第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適

用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) について提出する新条例第23条の4第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第23条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第54号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | |
|------------------|---------------------------|-----|
| 空きびん及び ペットボトル | 市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき | 22円 |
| | 市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき | 15円 |

を

| | | |
|------------------|---------------------------|-----|
| 空きびん及び ペットボトル | 市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき | 22円 |
| | 市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき | 15円 |
| プラスチック | 市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき | 22円 |
| | 市長が定めるごみ袋小(25リットル相当)1枚につき | 12円 |

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和8年12月1日から施行する。

(施行日前における一般廃棄物処理手数料の徴収)

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別

表第1に規定する市長が定めるごみ袋（施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみ（改正後の条例第19条第1項ただし書に規定する定期収集する家庭系ごみをいう。以下同じ。）のうちプラスチックを収納するためのごみ袋として定められたものに限る。）の交付を受けた者（定期収集する家庭系ごみのうちプラスチックを土地又は建物の占有者として排出することとなる者及びこれに準じる者として市長が認める者に限る。）から、改正後の条例別表第1の規定（定期収集する家庭系ごみのうちプラスチックに係る部分に限る。）の例により一般廃棄物処理手数料（以下この項において単に「手数料」という。）を徴収することができる。この場合においては、既納の手数料は、還付しない。

（定期収集する家庭系ごみに係る適用区分）

- 3 改正後の条例別表第1の規定（定期収集する家庭系ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみから適用し、施行日前に排出された定期収集する家庭系ごみについては、なお従前の例による。

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第55号

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

福岡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成17年福岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「24人」を「23人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月23日から施行する。